

報告第7号

市長の専決処分事項の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年9月7日提出

大田原市長 津久井 富雄

専決第13号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和2年6月29日

大田原市長 津久井 富 雄

損害賠償の額の決定及び和解について

令和2年4月18日、大田原市堀之内675番地34先、大田原市黒羽運動公園多目的運動場付近で発生した倒木による民家の屋根の損壊事故について、これによる損害賠償の額を次のとおり決定し和解する。

記

- 1 損害賠償額 15,400円
- 2 和解の内容
 - (1) 大田原市は、相手方に対し損害賠償額 15,400円を支払う。
 - (2) 当事者は、互いにこのほかの請求権を放棄し、前項に定める以外の請求はしない。
- 3 相手方の住所及び氏名
住所 大田原市〇〇〇〇××番地
氏名 〇〇〇〇